

「改革」の嵐で何が問われているのか

2006年に新教育基本法が制定されて以降、教育の状況は大きく変わってきた。それは必ずしも新教育基本法を根柢に中央から地方へと中央集権的にトップダウンで変革が押しつけられているということの意味はない。むしろ、自治体発の教育改革という動きはいつそう強まってきている。

教育行政基本条例、学校条例、職員基本条例を軸とした大阪府・市の動きはまさしくその例である。それは新教育基本法から逸脱した動きというよりも、まさにその延長線上にあるといえよう。地方発の「政治主導」改革は、「民意」と首長の強力な「リーダーシップ」を背景にいまや国政に影響をおよぼさんとする勢いである。

教育への政治的介入を公然と主張し、教育目標は首長が設定するといった動きは、戦後教育行政3原則とされてきた「一般行政からの独立」を蹂躪するものであり、地方教育行政制度のみならず学校現場を破壊する危険性を秘めている。

他方、こうした事態に直面し、これまでなかば自明視してきた民主主義、地方分権、政治的介入の否定、といった、教育と教育行政の原理原則をわれわれ自身が問い直すことが迫られているのではないか。

「教育改革」を掲げながらも、教育にとどまらない再編を企図する大阪の動きに焦点をあて、そこで問われている民主主義と教育の関係を考え直してみたい。